

2 神奈川県建築基準条例（昭和35年10月10日条例第28号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条～第12条（略） （設置の禁止）</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が<u>政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準</u>（以下「<u>1時間準耐火基準</u>」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)（略） (2)（略） (3)（略）</p> <p>第14条～第19条（略） （長屋の構造等）</p> <p>第20条 3階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物又は<u>1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するもの</u>とし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は<u>政令第136条の2の技術的基準に適合する建築物とすることができる。</u></p> <p>2（略） 3（略） 4（略）</p> <p>第21条（略） （構造）</p> <p>第22条 法第22条第1項の規定により指定された市街地の区域又は準防火地域内にあるホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は<u>1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</u></p> <p>2（略） 3（略）</p> <p>第23条（略） （たな状寝所を有するホテル及び旅館の構造）</p>	<p>第1条～第12条（略） （設置の禁止）</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が<u>政令第115条の2の2第1項第1号の基準</u>に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)（略） (2)（略） (3)（略）</p> <p>第14条～第19条（略） （長屋の構造等）</p> <p>第20条 3階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物又は<u>政令第115条の2の2第1項の技術的基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物とし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は政令第136条の2の技術的基準に適合する建築物とすることができる。</u></p> <p>2（略） 3（略） 4（略）</p> <p>第21条（略） （構造）</p> <p>第22条 法第22条第1項の規定により指定された市街地の区域又は準防火地域内にあるホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は<u>政令第115条の2の2第1項第1号の基準</u>に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p> <p>2（略） 3（略）</p> <p>第23条（略） （たな状寝所を有するホテル及び旅館の構造）</p>

改正	現行
<p>第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、たな状寢所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を<u>1時間準耐火基準</u>に適合する準耐火構造としなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条～第49条 (略)</p> <p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)</p> <p>第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のものは、耐火建築物又は<u>1時間準耐火基準</u>に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分が1階にあり、その部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を<u>1時間準耐火基準</u>に適合する準耐火構造とし、その他の部分と<u>1時間準耐火基準</u>に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画した自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物には、前項の規定は、適用しない。</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(他の用途に供する部分との区画)</p> <p>第51条の2 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 第50条第1項の規定により耐火建築物又は<u>1時</u></p>	<p>第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、たな状寢所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を<u>政令第115条の2の2第1項第1号の基準</u>に適合する準耐火構造としなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条～第49条 (略)</p> <p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)</p> <p>第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のものは、耐火建築物又は<u>政令第115条の2の2第1項第1号の基準</u>に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分が1階にあり、その部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を<u>政令第115条の2の2第1項第1号の基準</u>に適合する準耐火構造とし、その他の部分と<u>同号の基準</u>に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画した自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物には、前項の規定は、適用しない。</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(他の用途に供する部分との区画)</p> <p>第51条の2 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 第50条第1項の規定により耐火建築物又は<u>政</u></p>

改 正	現 行
<p>間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにあつては、界壁を<u>1時間準耐火基準</u>に適合する準耐火構造とし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては、界壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2に規定する防火設備を設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第51条の3～第52条の19 (略)</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第52条の20 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第53条～第59条 (略)</p>	<p>令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにあつては、界壁を<u>同号の技術的基準</u>に適合する準耐火構造とし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては、界壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2に規定する防火設備を設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第51条の3～第52条の19 (略)</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第52条の20 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第14項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第17項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第53条～第59条 (略)</p>

改正			現行		
別表（第52条の19関係）			別表（第52条の19関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	<p>(1) 申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合（削る）</p> <p>ア～サ（略）</p> <p>(2) 申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合（削る）</p> <p>ア～イ（略） （削る）</p>	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査	建築物に関する確認申請等手数料	<p>(1) 申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合 <u>（(3)に掲げる場合を除く。）</u></p> <p>ア～サ（略）</p> <p>(2) 申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 <u>（(3)に掲げる場合を除く。）</u></p> <p>ア～イ（略）</p> <p>(3) <u>申請又は通知に係る計画に法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を求める必要がある建築物が含まれる場合（1）又は（2）の額に次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を求める必要のない建築物を除く。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えた額</u></p> <p>ア 床面積の合計が、1,000平方メートル以内のも</p>

改 正			現 行		
					<p>の 15万9,000円（建築物の構造方法が安全性を有することを法第20条第2号イ又は同条第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「認定プログラム」という。）によつて確かめられたものについては、11万円）</p> <p>イ 床面積の合計が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>の 21万2,000円（建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによつて確かめられたものについては、13万7,000円）</p> <p>ウ 床面積の合計が、2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>24万3,000円（建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによつ</p>

改 正			現 行		
					<u>て確かめられたものについては、15万円)</u> <u>エ 床面積の合計が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 32万1,000円 (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによつて確かめられたものについては、19万円)</u> <u>オ 床面積の合計が、5万平方メートルを超えるもの 59万円 (建築物の構造方法が安全性を有することを認定プログラムによつて確かめられたものについては、32万2,000円)</u>
2 法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査	(略)	(略)	2 法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了検査	(略)	(略)
3 法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基	(略)	(略)	3 法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定に基	(略)	(略)

改 正			現 行		
づく建築物に関する中間検査			づく建築物に関する中間検査		
4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	<u>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</u>	12万円	4 法第7条の6第1項第1号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第22項第1号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	<u>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料</u>	12万円
4の2～21(略)	(略)	(略)	4の2～21(略)	(略)	(略)
21の2 法第60条の3第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	<u>特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u>	16万円	(新設)		
21の3(略)			21の2(略)		
21の4(略)			21の3(略)		

改 正			現 行		
<u>21の5</u> (略)			<u>21の4</u> (略)		
<u>21の6</u> (略)			<u>21の5</u> (略)		
22～35 (略)			22～35 (略)		
36 法第 87 条の 2 において準用する法第 7 条第 1 項又は法第 87 条の 2 において準用する <u>法第 18 条第 16 項</u> の規定に基づく建築設備に関する完了検査	(略)	(略)	36 法第 87 条の 2 において準用する法第 7 条第 1 項又は法第 87 条の 2 において準用する <u>法第 18 条第 14 項</u> の規定に基づく建築設備に関する完了検査	(略)	(略)
37 法第87条の 2 において準用する法第 7 条の 3 第 1 項又は法第87条の 2 において準用する <u>法第 18 条第 19 項</u> の規定に基づく建築設備に関する中間検査	(略)	(略)	37 法第87条の 2 において準用する法第 7 条の 3 第 1 項又は法第87条の 2 において準用する <u>法第 18 条第 17 項</u> の規定に基づく建築設備に関する中間検査	(略)	(略)
38 (略)			38 (略)		
39 法第88条第 1 項及び第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項又は法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する <u>法第 18</u>	(略)	(略)	39 法第88条第 1 項及び第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項又は法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する <u>法第 18</u>	(略)	(略)

改 正			現 行		
条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査			条第14項の規定に基づく工作物に関する完了検査		
40 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は法第88条第1項において準用する法第18条第19項の規定に基づく工作物に関する中間検査	(略)	(略)	40 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項又は法第88条第1項において準用する法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する中間検査	(略)	(略)
41～42 (略)			41～42 (略)		
備考 1 (略) (削る)			備考 1 (略) 2 <u>1の金額欄の(3)の床面積の合計は、次の(1)から(5)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める面積について建築物の計画の敷地内の一の建築物ごとに算定する。この場合において、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定する。</u> (1) <u>建築物を建築する場合（(2)及び(5)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</u> (2) <u>確認を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物を建築する場合（(5)に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る建築物の床面積</u> (3) <u>建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該建築物の床面積</u> (4) <u>確認を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場</u>		

改 正	現 行
<p data-bbox="172 504 252 533"><u>2</u> 略</p>	<p data-bbox="869 215 1353 248"><u>合</u> 当該計画の変更に係る建築物の床面積</p> <p data-bbox="849 264 1433 488"><u>(5)</u> 建築物を増築する場合（確認を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。）当該増築に係る部分の床面積に法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積</p> <p data-bbox="821 504 901 533"><u>3</u> 略</p>